**平成２７年（フ）第４８号**
岡山県加賀郡吉備中央町和田418番地
債務者　岩崎　竜一（旧姓綱島）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５５号**
岡山市北区奉還町３丁目16番26号
債務者　吉永　有希
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
岡山市中区中納言町６―38ジョイフル中納言305号室、住民票上の住所岡山県赤磐市山陽３丁目４番25号
債務者　内田　彩香
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７４号**
岡山市東区九蟠114番地１
債務者　伊藤　義治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５７号**
東京都西多摩郡奥多摩町棚澤388番地
債務者　猪股奈津希（旧名夏来）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第４４号**
静岡県焼津市塩津218番地の57
債務者　鈴木　美佳
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第６９号**
北九州市若松区小石本村町７番25号
債務者　大西　康彦
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時10分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
北九州市若松区小石本村町７番25号
債務者　大西美絵子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時10分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１５８８号**
東京都中野区中野６丁目20―７―202
債務者　榎本　卓司
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１６０８号**
東京都多摩市貝取１丁目１―８―103
債務者　橋本美香枝
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１６３２号**
神奈川県横浜市旭区笹野台２丁目10―14
債務者　高瀬　晶子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１６５８号**
埼玉県深谷市上野台3145―７　ニューセンチュリーマンションＡ棟202
債務者　柴田　春美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１７１２号**
東京都大田区山王２丁目23―６―103
債務者　菊地　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１７１３号**
東京都板橋区高島平９丁目１―１―208
債務者　南里　佳儀
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１７２８号**
東京都品川区南品川６丁目12―23―505
債務者　田中　真弓（旧姓浅野・鈴木）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部